

# 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町警備・消防防災業務実施要項

令和 8 年 3 月 2 6 日

合同専門委員会決定

## 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町警備・消防防災基本計画」に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における警備及び消防防災業務の実施について、必要な事項を定める。

## 2 実施期間

警備及び消防防災業務の実施期間は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める国スポ準備期間中及び国スポ開催期間中とする。

## 3 実施場所

警備及び消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場、宿泊施設等の大会関連施設（以下「大会関連施設」という。）及びその他必要とされる場所とする。

## 4 実施体制

### （１）大会開催前

実行委員会は、警備・消防及び関係機関等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

### （２）大会開催期間中

実行委員会庁内実施本部内に消防警備班を配置し、関係機関・団体等の協力を得て、必要に応じて大会関連施設の警備及び消防防災業務を実施する。

## 5 警備業務

### （１）基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

### （２）実施内容

#### ア 大会開催前

（ア）大会関連施設における警備体制の確立に関すること

（イ）実地踏査の実施に関すること。

（ウ）通信体制の確立に関すること。

（エ）警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。

（オ）施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

（カ）関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。

（キ）その他必要な警備業務に関すること。

#### イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
- (ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (サ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関、団体等との連携を図り実施する。

## 6 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災業務に取り組む。

イ 高鍋町地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 大会関連施設での避難訓練に関する事。
- (カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 大会関連施設の救急救助に関する事。
- (ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び配宿市町と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関、団体等との連携を図り実施する。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務について必要な事項は別に定める。
- (2) 本町で開催するリハーサル大会における警備・消防防災業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 大会における警備・消防防災業務については、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。